

# くらしステツプアップ

## 目次

- マルチ商法の落とし穴 ..... 1ページ
- 押し買い(訪問購入)に規制がかかるようになりました ..... 2ページ
- 相談コーナー(注文していないのに送りつける健康食品/温熱マットで病気が治る?) ..... 3ページ
- 物価コーナー(平成24年度調査) ..... 4ページ
- 平成25年度消費生活センターの主な事業概要 ..... 5ページ
- 社員研修などにご活用ください(社会人向け消費生活出張講座) ..... 6ページ

## マルチ商法の落とし穴 (ネットワークビジネス)

「友人や知人を勧誘すると、利益が出る、紹介料がもらえる」などと言って販売組織に勧誘し、会員を増やしながら商品を販売していくマルチ商法。思わぬ落とし穴に要注意!



### 【事例】(学生の場合)

サークルの友人に「もうかる」「人脈が広がる」と誘われ、販売組織の人と会った。初めに50万円の資産運用ソフトを購入して会員になる必要があると言われ、借金をしてでも買うように説得された。ほかの人を組織に紹介して、ソフト購入につながれば、マージン(手数料)をもらえるらしいが、同じような勧誘を受けた知人は、あやしい組織ではないかと言っている。解約したい。

### 落とし穴1 簡単にもうかることはありません。

実際に利益を得ることができるのはほんの一部の人です。

### 落とし穴2 借金を抱えてしまうこともあります。

はじめに高額、大量の商品を自分で購入する必要があるため、消費者金融で借金をさせられる事例が寄せられています。

### 落とし穴3 人間関係を壊してしまうこともあります。

会員になり知人や友人をしつこく勧誘すると、人間関係を壊してしまうばかりか、他人を巻き込んで自分が加害者となることもあります。

○マルチ商法は、契約後20日以内であればクーリング・オフ制度により、無条件で契約を解除することができます。

○20日を過ぎてもいつでも退会することができます。入会后1年未満で、受け取って90日以内の未使用の商品があれば、適正な額の返金をうけることができます。



# 押し買い(訪問購入)に規制がかかるようになりました

自宅に押しかけてきた業者にアクセサリ等の貴金属を強引に買い取られるといった押し買いのトラブル。これまでは、強引に買い取られた後、返してほしくても業者の連絡先が分からない、「もう溶かしてしまった」と言われたなど、泣き寝入りすることの多かった押し買いですが、法改正により、訪問購入業者に規制がかかるようになりました。

## \* 主な改正点 \*



### 1. 勧誘するときは…

- ◆ 買い取りを依頼していない消費者への勧誘が禁止されました。  
〈不招請勧誘の禁止〉
- ◆ 訪問購入を行う際、「業者名」、「勧誘目的であること」、「何を買い取ろうとしているか」の明示が義務付けられました。
- ◆ 契約をしない意思を示した消費者への再勧誘が禁止されました。



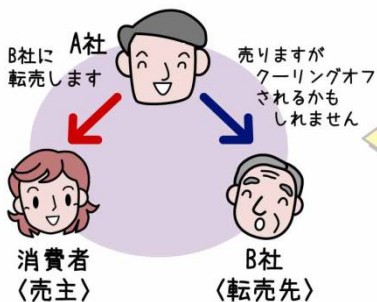
### 2. 契約するときは…

- ◆ 消費者へ契約書面などの交付が義務付けられました。  
【契約書への記載項目】  
物品の種類、購入価格、クーリング・オフできる旨 など



### 3. 契約後は…

- ◆ 消費者は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフにより、無条件で契約解除ができるようになりました。
- ◆ 消費者は、クーリング・オフ期間内は、物品の引き渡しを拒否できるようになりました。



### 4. 売った物品を引き渡したあとは…

- ◆ 業者には、クーリング・オフ期間中に転売するとき、以下が義務付けられました。
  - ・ 売主に、転売に関する情報を通知する義務。
  - ・ 転売先に、クーリング・オフされる可能性があることを通知する義務。

## トラブルに遭わないために！

規制がされるようになりましたが、悪質な押し買いがまったくなくなるというわけではありません。次の点に注意しましょう！

- ① ドアを開ける前に、業者名、訪問の目的などを確認しましょう。
- ② 買い取ってもらう気持ちがあれば、はっきりと断りましょう。
- ③ 買い取りサービス業者は古物営業法で定められた「許可証」、「従業者証」を携帯しているので、事前に確認しましょう。
- ④ 業者の名刺や契約書類は必ずもらいましょう。
- ⑤ 契約しても、8日間は、物品を引き渡さないほうが無難です。



# 相談コーナー

## 事例1 注文していないのに送りつける健康食品

### 【相談内容】

「2か月前に注文した健康食品を送る」と電話がかかってきた。「注文した覚えはない」と言うと業者は、「確かに電話で注文を受けた。録音もしている。代金引換配達で送る代金を準備しておくように」と一方的に電話を切られた。もし商品が届いたらどうしたらよいか。（80歳代 女性）



### 【処理結果】

商品が届いたら、受け取り拒否をするようにアドバイスし、念のために業者名、住所、電話番号を控えておくように伝えました。

### 《アドバイス》

健康食品の送り付け商法が増えています。申し込んでいないのに送りつけられた場合、代金の支払い義務はありません。業者名、住所、電話番号を控え、商品の受け取りを拒否しましょう。

もし、断りきれずに承諾してしまった場合は、クーリング・オフにより、無条件で契約を解除できます。高齢者がトラブルにあうことが多いので、家族や周辺の方々で見守ることも大切です。電話勧誘トラブルへの対策として、留守番電話の活用も方法の一つです。

## 事例2 温熱マットで病気が治る？

### 【相談内容】

「健康マットのお試しで自宅にうかがいます」と電話があり、足腰が痛いので応じた。販売担当者は、「病院の治療では、根本的には治らない。薬草が使われているこのマットなら原因から治る。今なら値引きもある」と勧められ契約した。

数日使ってみたが、痛みは取れなかったため解約の電話をすると「しばらく使えば大丈夫」と説得された。効果もなく高額なので解約したい。（80歳代 女性）



### 【処理結果】

この事例は、地域包括支援センターからの相談でした。契約書を確認すると、契約日から8日以内でクーリング・オフが可能でした。本人が契約解除通知を書き、簡易書留で業者宛に送付しました。その後、商品は返品し、支払い済みの代金は返金されたとの連絡がありました。

### 《アドバイス》

医療用具は、血行促進など、一定の効能・効果を承認されたものですが、病気を治すものではなく、効果にも個人差があります。大きさに効能を説明し、期待を抱かせる販売方法もあります。その場で契約せず、持病があれば、使っても問題がないかを医師に相談しましょう。

契約してしまっても、訪問販売であれば、契約後8日以内はクーリング・オフが可能です。

消費生活センターでは、市民に密接な生活関連商品の小売価格の動きを把握するために、地域消費者ガイドによる12品目の価格調査を実施しました。

## 価格調査結果(11月分)

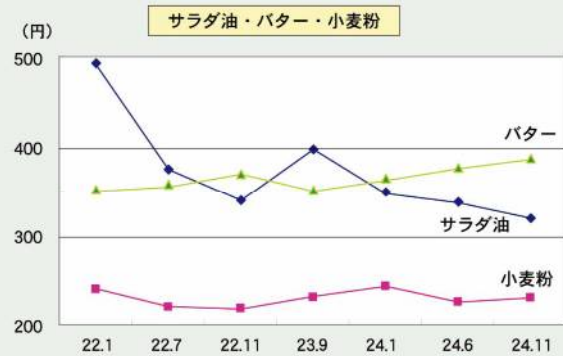
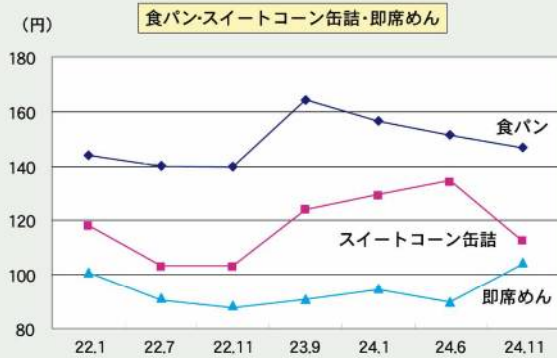
調査品目	規 格	調 査 結 果 (平成24年11月分)	前回調査結果 (平成24年6月分)	変動率(%) (前回との比較)
スイートコーン缶詰	輸入品(430g 程度)	112円	132円	▲15.2%
豆腐	木綿1丁 400g	94円	93円	1.1%
オレンジジュース	紙容器入 1L 果汁100%	160円	167円	▲4.2%
サラダ油	ポリ容器入 1,000g※	338円	350円	▲3.4%
バター	紙製容器入 200g	387円	375円	3.2%
マーガリン	ポリ容器入 320g	230円	228円	0.9%
マヨネーズ	ポリ容器入 500g	268円	264円	1.5%
小麦粉	薄力粉 1Kg	231円	229円	0.9%
食パン	普通品 6つ切り 1斤	150円	152円	▲1.3%
即席めん	ラーメン1袋	105円	91円	15.4%
トイレットペーパー	12 ロール入り	361円	363円	▲0.6%
ティッシュペーパー	5 箱組	242円	267円	▲9.4%

## 調査結果より

調査を行った地域消費者ガイドから、「バターや小麦粉の価格の値上がりを感じた」という声がありました。バターについては、猛暑や東日本大震災の影響で、原料の生乳の生産量が減少したことなどにより、各メーカーが値上げを行っています。

また、小麦粉についてもアメリカの干ばつの影響等による国際価格の上昇を受け、平成24年10月から製粉会社への政府売り渡し価格が引き上げられました。

報道等によると経済政策による円安の影響で、輸入品の価格が上がっており、今後はわたしたちの暮らしに身近な食料品などの価格にも広がることが予想されます。価格の動向を注視して、賢い消費生活を心がけましょう。



※サラダ油は22年7月から規格を変更(1500g→1000g)



# 平成25年度 消費生活センターの主な事業概要

鹿児島市では消費者が主体的かつ合理的に行動できるよう、「鹿児島市消費生活条例」を平成12年10月1日から施行し、消費者の自主的な学習の支援のほか、消費者教育を受けられる機会及び消費生活情報の提供を行うことを規定しています。

## 消費生活相談 ■相談専用電話 252-1919

悪質商法や契約トラブル、多重債務など消費生活に関する苦情・相談に専門の相談員が応じます。

## 消費生活出張講座

消費生活相談員や地域消費者リーダーがみなさんのところに向いて、契約の基礎知識や最近多い悪質商法など日常に役立つ情報についてお話しします。実施希望の1か月前までに電話(258-3611)でお申し込みください。



親子一日教室の様子

## 消費生活教室

衣・食・住・環境など、毎回異なる題材をテーマに、消費生活に関する基礎的な知識を身につけていただく講座です。

## 親子一日教室

親子で参加し、実験や工作などを通して消費生活に関する知識を深める楽しい講座です。夏休み期間中に開催します。

## 消費生活エキスポかごしま

多様化する消費者ニーズに合わせた体験型の消費生活イベントを開催します。各種講座や講演会などを行います。

## 消費者教育担い手育成事業

地域に根ざした消費者啓発を促進するために、消費生活に関する情報収集提供・啓発活動や地域において出張講座等を行う消費者教育の担い手を養成します。

## スクール・キャンパス消費生活啓発事業

若年層の消費者トラブルを未然に防止するため、小・中・高校・大学生向けの学習資料の作成配布やパネル展などを実施し、教育課程に応じた啓発事業を展開します。

## 「気をつけもんそ」消費者トラブル防止事業

消費者の自立と消費者トラブルの未然防止を図るため、企業等での出張講座の実施や、社会人に多い消費者トラブルの事例等を掲載した啓発ポスター掲出等、社会人向けの啓発を強化します。

## 「だまされもんはん」振り込め詐欺・悪質商法啓発事業

振り込め詐欺や悪質商法等の被害を未然に防止するため、生活情報紙への広告掲載や公共交通機関での啓発アナウンスなど、積極的な広報・啓発活動を行います。

## A(悪質商法)B(撲滅)C(シティ)消費者情報ネットかごしま事業

関係機関との連絡会議を通じて、消費者への見守り機能を強化するとともに、メールマガジンにより、消費生活に関する情報を携帯電話やパソコンに配信します。

広報紙「かごしま市民のひろば」などで随時公募します。お気軽にお申し込みください。

### 消費生活センターのメールマガジンに登録しませんか？

悪質商法や消費生活に関する情報をメールで配信！  
メールマガジンの配信をご希望の方はこちらのQRコードを携帯電話で読み取り、登録手続きを行ってください。





# 社員研修などにご活用ください!

## ■社会人向け消費生活出張講座

消費生活相談員がみなさんの職場などへ出向いて講座を行います。(実施無料)

- 【内 容 例】◎契約、クーリング・オフの基礎知識  
◎社会人に多い消費者トラブル  
◎多重債務・クレジットカードのしくみ など

【対 象】鹿児島市内の企業や団体

【講座時間】30～90分程度(希望に応じて調整可能)

【申し込み】実施希望日の1か月前までに、消費生活センター  
(TEL099-258-3611)へお電話ください。



社会人研修の様子

## ■社会人向け啓発冊子ができました!

社会人消費者トラブルファイル「気をつけもんそ!!」(右絵)。  
消費者トラブル噺家「気をつけ亭 もんそ」が、消費者トラブルを様々な昔話になぞらえて紹介します。



冊子「気をつけもんそ!!」  
掲載例【出会い系サイト(サクラ被害)】



このほか次のような内容を紹介しています。

- 契約、クーリング・オフの基礎知識
- アダルトサイトのワンクリック詐欺
- エステティックの契約トラブル
- アパートの敷金精算トラブル など



## 鹿児島市消費生活センター

相談電話 **099-252-1919**

(月～金曜日 9時～17時15分)

〒890-0063

鹿児島市鴨池二丁目25-1-31

TEL 099-258-3611

FAX 099-258-3712

ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>



リサイクル適性の表示:紙へのリサイクル可